

総社市告示第10号

総社市地域おこし協力隊設置要綱を次のとおり定める。

平成30年3月22日

総社市長 片岡 聡 一

総社市地域おこし協力隊設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域おこし協力隊推進要綱(平成21年3月31日付け総行応第38号総務事務次官通知)に基づき、市外の人材を積極的に誘致し、その定住及び定着を図り、もって地域活性化と地域力の維持及び強化に資するため、総社市地域おこし協力隊(以下「協力隊」という。)を設置することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(活動)

第2条 協力隊は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) まちづくり及びコミュニティ活動の支援
- (2) 地域資源の発掘及び振興に関する活動
- (3) 地域の情報発信に関する活動
- (4) 移住及び定住の促進に関する活動
- (5) 空き家対策に関する活動
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める活動

(委嘱)

第3条 協力隊の隊員(以下「隊員」という。)は、次に掲げる要件を全て満たす者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 三大都市圏(東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、岐阜県、三重県、大阪府、京都府、奈良県及び兵庫県をいう。)又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項に規定する指定都市(岡山市を除く。)に現に住所を有する者で、生活の拠点を本市内へ移し、住民票を異動させることに了承すること。
- (2) 心身が健康で、かつ、本市内に定住する意欲があること。
- (3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条に規定する欠格条項に該当しないこと。
- (4) 総社市暴力団排除条例(平成23年総社市条例第15号)第2条に規定する暴力団員等でないこと。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。